



2月19日は本庁舎と尾山台・上尾駅出張所の業務を休業

行政経営課 ☎77513963

市民課 ☎77618873

☎77515128

FAX77519827

市役所本庁舎1階・2階(市民税課、納税課、障害福祉課、高齢介護課に限る)・5階(子ども支援課、子ども家庭総合支援センター、保育課に限る)の窓口、尾山台・上尾駅出張所は、窓口端末の入替作業に伴い、2月19日(土)の業務を休みます。

令和3年市議会第3回臨時会

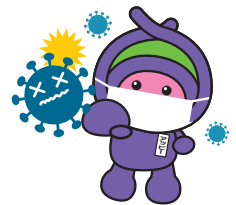
総務課 ☎77514963

FAX77519819

令和3年市議会第3回臨時会が昨年11月29日に開催されました。この議会では、人事院勧告に準じて市職員に支給する期末手当の支給割合を引き下げるための条例の一部改正などの議案が審議されました。このうち市長提出の6議案については、全て原案のとおり可決されました。

可決された補正予算には、新型コロナウイルスワクチン追加接種(3回目接種)に要する費用や、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するための子育て世帯への臨時特別給付金に要する費

用などを計上しています。



「上尾市スポーツ健康都市宣言(案)」への意見を募集

スポーツ振興課 ☎78118112

FAX77516608

昭和51年5月2日に表明した「上尾市スポーツ都市宣言」を改正し、新たに「上尾市スポーツ健康都市」を宣言します。このたび、その案がまとまりましたので市民コメント制度に基づき、意見を募集します。【宣言(案)の公表・意見募集期間】1月25日～2月18日(金) 【宣言(案)・意見書の設置場所】高齢介護課、健康増進課、保険年金課、スポーツ振興課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載します。☒市内に在任・在勤・在学の人、市内に事務所・事業所・固定資産を有する人、利害関係者 【意見などの取り扱い】内容を検討し、参考とする ※住所、氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見と市の回答を市ホームページ

消防車両を更新!

警防課 ☎775-1312  
FAX775-2230

約20年にわたり活躍してきた消防本部の調査車と市消防団第一分団の消防ポンプ自動車を昨年12月に更新しました。

【消防調査車】各種火災の原因、損害などの調査のため、災害現場に出動する車両。火災の原因を究明するためのさまざまな資器材を積載(全長4.73m、全幅1.69m、全高2.39m、乗車定員5人、ディーゼルエンジン、4輪駆動方式)

【消防ポンプ自動車】消火のために水をくみ上げるポンプの役割をする車両。消火栓や貯水槽の水を毎分2,000ℓ以上、地上30mの高さまで放水する性能を持つ高圧ポンプを内蔵(全長5.59m、全幅1.9m、全高2.5m、乗車定員6人、ディーゼルエンジン、2輪駆動方式)



消防調査車



消防ポンプ自動車

ジで公表します。個別には回答しません。【提出方法】意見書に必要事項を記入して、直接か郵送(当日消印有効)またはファクス、メール(☎5725700@city.ageo.lg.jp)でスポーツ

ツ振興課(〒362-8501本町3-1-1)へ



# 子育て世帯へのえがお応援給付金

市独自事業

給付金のご案内

子ども支援課 ☎775-5120・☎774-5342

子育て世帯を支援するため、国の「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」の対象とならない一定所得以上の保護者に対し、児童1人当たり5万円の給付金を支給します。☑次の①～③のいずれかに該当する児童の保護者 ①令和3年9月分(10月支給)の児童手当が児童手当法の特例給付支給対象 ②令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金が所得要件で対象外となる平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ ③令和3年9月1日～令和4年3月31日までに生まれた特例給付支給対象 【申請方法】①③児童手当の手続きをした人は、申請不要 ②令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の申請が必要 ※①～③のいずれかに該当する公務員は申請が必要です。【支給日】①2月14日(月) ②審査終了後に通知 ③児童手当の審査終了後に通知 ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

# 住民税非課税世帯等臨時特別給付金

住民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター ☎775-3548

令和3年度住民税非課税世帯などに対して1世帯当たり10万円を給付します。☑次の①②のいずれかの世帯 ①令和3年12月10日時点で世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税 ②令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、世帯全員の年収見込額が、住民税均等割非課税相当水準以下 ※世帯全員が、住民税が課税されている他の親族などの扶養を受けている場合は対象外です。【給付方法】①対象世帯に対して確認書を送付し、返送された確認書に基づき順次支給 ②2月14日(月)から市役所1階101会議室で、申請受付を開始 ※詳しくは、市ホームページをご覧ください、コールセンターへお問い合わせください。

# 市有地の売払い

施設課 ☎775-5115・☎775-9819

【物件の概要】所在地/柏座三丁目1番4、地目/宅地、面積/34・16平方メートル 【価格】入札案内書を参照 ※入札案内書(一般競争入札執行要領、物件調書、入札参加申込書など)は、2月1日(火)から施設課と各支所・出張所で配布します。市ホームページにも掲載します。【公売方法】一般競争入札

【入札日】2月24日(木) 【入札場所】市役所4階401会議室 ☎2月1～21日(月)9～17時に直接、施設課へ



市内に土地や家屋を所有する人が死亡し、賦課期日(1月1日)までに相続登記が行われていない場合、その固定資産は現所有者(相続人全員)の共有資産となり、相続人全員が連帯して納税義務を負います。現所有者は住所・氏名などの必要事項を申告してください。 ※未登記家屋を

資産税課 ☎7755133  
☎7759846

固定資産の所有者が死亡したときの  
現所有者申告書の提出

相続した場合や、法定相続人が家庭裁判所で相続放棄の手続きをしている場合は、資産税課に連絡してください。 ※登記名義人の変更(相続登記)は法務局で手続きが必要です。【申告期限】現所有者であることを知った日の翌日から3カ月を経過した日まで 【提出書類】相続人代表者指定届出書兼現所有者申告書(資産税課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、直接または郵送で資産税課(〒362-8501本町3-1-1)へ

時とき 所ところ 内内容 対対象 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物  
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ

# 自転車を安全に利用するために

交通防犯課 ☎775-5138  
FAX 775-9927

自転車は環境に優しく、子どもから大人まで手軽に乗れる便利な乗り物ですが、道路交通法上では「軽車両」の扱いで、さまざまな法規制の対象になります。自転車に乗るときは、マナーを守ることはもちろん、交通の法律やルールを守る必要があります。また、市では、駅周辺的美観を維持し、歩行者や緊急車両の通行の妨げにならないよう、係員による自転車放置に対する声掛けの他、放置自転車の撤去を実施しています。駅周辺に自転車を止める際は駐輪場を利用するよう、引き続き皆さんのご理解とご協力をお願いします。

## 交通ルールを守りましょう

- 自転車安全利用五則を守りましょう。
  - 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
  - 2 車道は左側を通行
  - 3 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
  - 4 安全ルールを守る(飲酒運転・無灯火・二人乗りの禁止など)
  - 5 子どもはヘルメットを着用
- 危険な運転や、ながら運転はやめましょう(傘差し・携帯電話・イヤホンなどの禁止)。
- 自転車損害保険などへ加入しましょう(県では、自転車利用者の自転車損害保険などの加入が義務化)。

## 自転車の放置はやめましょう

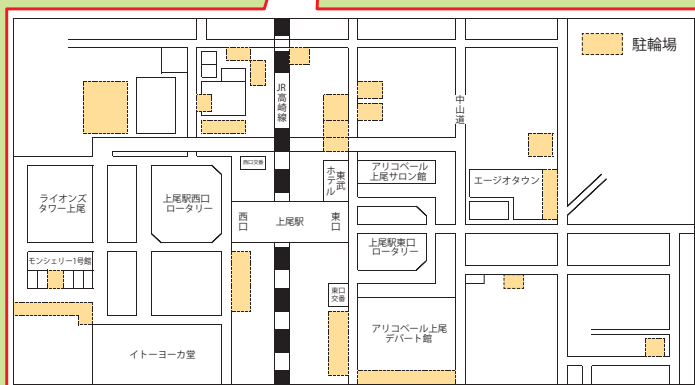
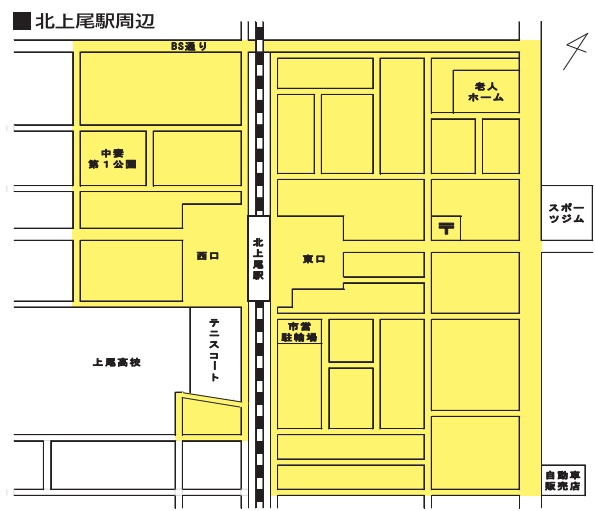
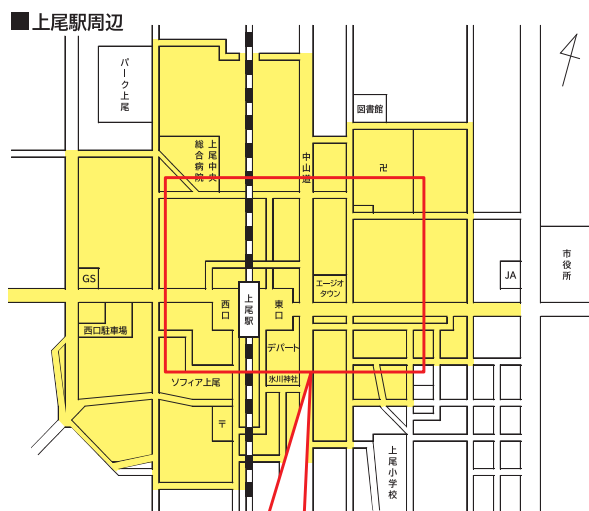
自転車の利用者が自転車から離れて、直ちに当該自転車を移動させることができない状態にある自転車を放置自転車といいます(上尾市自転車放置防止条例第2条)。

市では、条例で定められた駅周辺の自転車放置禁止区域にある放置自転車に対して随時警告札を貼り付け、貼り付けてから3時間を経過したものは撤去しています。

## 自転車は必ず施錠しましょう

市内の刑法犯認知件数のうち、自転車窃盗は多くの割合を占めています。「少しの時間だから」「自宅の敷地内だから大丈夫」と安心せずに、必ず鍵をかけましょう。また、初めから付いている鍵に加えて、ワイヤーロックで二重に施錠し、さらにワイヤーロックを固定物に連結すると、より盗まれにくくなります。

## 自転車放置禁止区域



## 自転車駐輪場のご利用を

JR上尾駅周辺には、多数の自転車駐輪場があります。ぜひご利用ください。

美しい景観と通行しやすい街になるよう、皆さんのご理解とご協力をお願いします。







昭和46年オープン当時のにぎわい

## さいたま水上公園に想う

今年度をもって閉園するさいたま水上公園プールの「ありがとうイベント」が昨年の12月12日に開催され、私も足を運びました。

さいたま水上公園は、昭和46年の「埼玉県100周年記念事業」の一環として「海なし県に『海』を」をキャッチフレーズに、流れるプールやウォータースライダー、波のプールなど7つのプールが大変な人気を博し、市内はもちろん県内外から多くの皆さまが来場されました。

平成13年までは「流れるプール」をスケートリンクとして冬場も営業し、夏冬通してにぎわい、最盛期には年間入場者は100万人を超えていたそうです。私も子どもたちを連れて幾度となく訪れ、たくさんの思い出があります。

イベント当日は、年代を問わず多くの皆さまが訪れて、プールやスケートだけでなく「おもしろ

自転車」で周回したことや、「ヘラブナ釣り」で終日楽しんだなど、たくさんのお話を伺うことができました。波のプールには、思い出の詰まったメッセージがすき間なく書き込まれ、半世紀にわたっていかに愛された施設であったかが十分に伝わってきました。

跡地は、埼玉県が整備を予定している「スポーツ科学拠点施設」の候補地として、現在基本計画の策定が進められています。

上尾市としても、新たに生まれ変わるこの場所が、アスリートだけでなく、多くの市民・県民の皆さまの憩いの場、にぎわいの場として愛されるよう、引き続き、県と協議を重ねてまいります。

市長 富士田 稔

## 申請はお済みですか 中小・小規模事業者事業継続支援金

※支援金は期限内の申請が必要です。

2月28日(月)締め切り

事業者へ給付!

中小・小規模事業者事業継続支援金専用ダイヤル  
☎080-3718-2473

☑新型コロナウイルス感染症の影響により売上が5%以上減少し、公的融資制度(新型コロナウイルス感染症対応資金、新型コロナウイルス感染症特別貸付、小規模事業者経営改善資金<マル経>融資など)を活用しながら事業活動の継続、推進に取り組む事業者へ支援金を支給 ☑市内で事業を行う中小・小規模事業者(個人事業者を含む) 【支給額】法人/一律10万円(1回限り)、個人事業者/一律5万円(1回限り) ※先着順で受け付けし、予算額に達した時点で締め切ります。☑申請書(商工課、市役所1階にある。市ホームページからダウンロードも可)に記入し、必要書類を添付して、2月28日まで(当日消印有効)に郵送で商工課(〒362-0042谷津2-1-50プラザ22)へ ※感染防止対策として、窓口では受け付けしません。

## 上尾市防災ガイドブック・水害ハザードマップを全戸配布

危機管理防災課  
☎775-5140・☎775-9927

地域の防災力の向上を目的に、『上尾市防災ガイドブック』と『上尾市水害ハザードマップ』を、3月末までに市内全戸に配布します。『上尾市防災ガイドブック』には、災害への備えや防災情報、地震ハザードマップなどを掲載しているので、防災対策として活用してください。【主なポイント】防災備蓄品などのチェックリスト、アプリと連動した音声読み上げ機能と外国語への自動翻訳、水害時の避難行動計画(マイ・タイムライン)作成シートなど



市ホームページ